しらおか応援商品券取扱店舗募集要領

白岡市商工会

１　発行者 白岡市

受託団体 白岡市商工会

２　商品券の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 名　　称 | しらおか応援商品券 |
| 発行総額 | ２６０，０００，０００円（予定） |
| プレミアム率 | ３０％ |
| 最大発行数 | ２０，０００冊 |
| 販売単位 | １冊１３枚綴り額面１３，０００円分を１０，０００円で販売する。※対象者１人当たり５冊まで購入可能１冊には自由券と専用券の２種類を印刷し、大型店等と地元店とで利用を制限する。内訳は１０，０００円分が自由券、３,０００円分が地元応援券（中小小売店専用券） |
| 利用期間 | 令和２年１１月１日から令和３年２月２８日まで【予定】 |
| 販売期間 | 事前販売：令和２年１０月２４日（土）令和２年１０月２５日（日）の二日間令和２年１０月３１日（土）令和２年１１月　１日（日）通常販売：令和２年１１月２日（月）から令和３年１月２９日（金）まで【予定】ただし、土日祝日、年末年始は除く。休日販売：令和２年１１月　７日（土）　　　 　 令和２年１１月１４日（土）　　　　 |
| 購入対象者 | 市内在住者・在勤者・在学者 |
| 購入対象者数（見込み） | ４，０００人超 |
| 購入限度額 | ５冊（額面65,000円／人） |
| 販売方法 | 専用はがきにて事前申し込みによる予約を受付し、定数を超過した場合は、抽選を行います。当選者には購入引換券を以って当選とし、購入引換券を提示した者に対してのみ販売を行います。 |
| 販売場所 | 市内郵便局（委託販売分）及び市役所等 |
| 商品券取扱店舗【使用可能店舗】 | 市内にある事業所、店舗。※自由券しか使えない店舗は、中小企業の定義ならび市内に本社を有しているかどうかで区分を行う。※中小企業の定義とは、資本金が5,000万円以下または常時使用従業員数50人以下のいずれかを満たす事業所※中小小売店専用券の使える店舗は、市内に本店を有し、かつ中小企業の定義に該当する店舗であること。 |
| 利用限度額 | 一買物あたりの利用限度額は設けない。 |

※ 商品券が利用できないもの

　　　・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

　　　・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

　　　・たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

　　　・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入

　　　・現金との換金、金融機関への預け入れ

　　　・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に係る支払い

　　　・特定の宗教・政治団体等と関わりのあるものや公序良俗に反するもの

　　　・その他、この商品券の趣旨にそぐわないもの、各取扱店舗が指定するもの

３　商品券の種別

今回の商品券は以下の２種類の商品券が発行されます。

　（１）商品券の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 券種 | 内容 | 金額 |
| 地元応援券(中小小売店専用券) | 市内で営業する中小事業者で利用可能 | 3,000円 |
| 自由券 | 取扱店すべてで利用可能 | 10,000円 |

（２）使用できる店舗の分類

地元応援券(中小小売店専用券）は、以下の①②どちらの条件も満たす事業者が対象となります。

　①　白岡市内に本店を有する事業者であること

②　中小企業基本法に基づく中小企業者若しくは小規模企業者であること。

【中小企業基本法による中小企業の定義】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） | 小規模企業者 |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） | ３億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

４　取扱店舗の資格

　　取扱店舗の資格は、白岡市内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業者以外の者とする。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２条第２条に規定する営業を行う者

・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

・入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者

・「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

５　取扱店舗の登録方法

　　申込期間　第１次募集

令和２年８月３日(月)から令和２年８月１８日(火)まで

* 上記期間外に申し込みされた場合には、９月１日発行の商品券発売チラシに掲載する「取扱店一覧表」には掲載する。

第２次募集

令和２年８月２４日（月)から９月３０日（水）まで

* 商品券購入者に配布する取扱店一覧に掲載する。

　　申込方法　プレミアム付商品券の取扱いを希望する店舗は「令和２年度白岡市地元応援プレミアム付商品券取扱店登録申込書」を白岡市商工会事務局に持参若しくは郵送にて申込をする。ただし、商工会会員、商店会会員については、FAXによる申込も可とする。

６　取扱店舗の決定時期及び決定通知

　　取扱店舗の決定は、取扱店舗の申込手続きをもって決定する。

　　取扱店舗については、「取扱店舗一覧」又は白岡市商工会ホームページ上の「プレミアム付商品券事業」サイト内で公表する。

　　取扱店舗には、取扱店舗登録証明証を発行する。

７　商品券販売期間・販売方法等

|  |  |
| --- | --- |
| 販売方法 | 購入引換券持参の対象者への販売 |
| 販売場所 | 平日販売：白岡市内郵便局事前販売：白岡市役所 |
| 販売期間 | 事前販売：令和２年１０月２４日（土）令和２年１０月２５日（日）令和２年１０月３１日（土）令和２年１１月　１日（日）の四日間通常販売：令和２年１１月２日（月）から令和３年１月２９日（金）まで【予定】ただし、土日祝日、年末年始は除く。休日販売：令和２年１１月　７日（土）令和２年１１月１４日（土）の二日間 |
| その他 | 購入冊数の分割販売は認めない。一括購入のみ購入引換券に記載された冊数以上の購入は認めない。 |

８　換金手数料

　　商品券を換金時には、以下の基準により手数料を徴収する。

|  |  |
| --- | --- |
| 白岡市商工会または、白岡市商店会連合会の会員事業所 | 手数料免除 |
| 白岡市商工会または、白岡市商店会連合会の非会員事業所 | 商品券1枚につき３％を手数料として徴収する。（商品券１枚につき30円） |

　　＊　その他の経費等の負担はありません。

９　換金場所

　　白岡市商工会館　　白岡市篠津944-13　電話92-9151㈹

10　換金期間・換金日

　令和２年１１月２日（月）から令和３年３月１２日（金）の期間内において、本会が定めた日。

　①　換金日

　令和２年１１月からの毎週火曜日・金曜日(年末年始・祝日は除く)

（令和３年３月１２日が換金最終日）

　②　換金方法

　(１)　枚数を計算し、「７　換金手数料」の項に基づき、手数料分を差し引いた金額の　　小切手を発行します。

(２)　換金取扱時間は、いずれも10時から16時までとします。

(３)　換金の際は、商品券取扱店登録証明書と印鑑を御持参ください。

　　(４)　換金の際は、回収した商品券の右上角を切り取ってから御持参ください。

11　取扱店の留意事項

　①　お申込いただいた取扱店には、「しらおか応援商品券事業約款」のほか、次の⑴、⑵を送付します。

　 （１）商品券の見本

　 （２）商品券取扱店舗登録証明書

　②　登録証到着後、取扱店は商工会まで⑶、⑷、⑸の物品を受領のため商工会に御来所ください。

（３）サイン表示（吸盤式バナーを予定）

　 （４）取扱店ポスター

　 （５）取扱店名簿

③　取扱店は、商品券取扱期間中、配布された『サイン表示』を必ず店頭に掲示し、取扱店であることを明示してください。

12　取扱店舗の取消及び辞退について

①　取扱店舗の取消について

　　下記に掲げる事項が発生した場合、白岡市商工会は当該取扱店舗に対して是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、販売期間開始前後に関わらず、当該取扱店舗の取消を命じることとする。

　（１）募集要項や関係法令等の違反

　（２）必要手続きの不備

②　取扱店舗決定後の辞退は認められない。但し、取扱店舗のやむを得ない事情により取扱いが出来ない場合のみ取扱店の辞退を認める。